

お 知 ら せ

平成25年4月

授業料預金口座振替手続きをされている皆さんへ

預金口座への入金

平成25年度前期授業料の預金口座からの引き落とし日は、**5月27日（月）**です。

5月24日（金）までに、預金口座へ授業料相当額の入金を忘れないように注意してください。

なお、平成11年度以降に入学した学部学生・大学院生の平成25年前期分授業料は、267,900円（博士課程は260,400円）、法科大学院生は402,000円で、それ以前の入学者は従前のとおりです。

授業料免除等申請者

半額免除及び不許可が決定した場合、授業料の引き落としは**免除結果の決定日の属する月又はその翌月**に行いますので、通知のあった日以後、すみやかに預金口座への入金をお願いします。

休学・退学について

休学・退学を願い出ようとする場合は、**所定の提出期限に従って**、所属学部・大学院の担当係に休学・退学願を提出してください。

注)休学・退学の願い出を各学部・大学院の担当係へ提出期限までに提出しない場合は、預金口座から授業料が引き落とされますので、十分注意してください。

一旦引き落とした授業料は原則としてお返しできないこととなっています。

領収証書の交付

指定預金口座の通帳には、授業料を引き落とした旨表示されますが、大学からの領収証書が必要な方は、下記の授業料預金口座振替相談窓口へ申し出てください。

なお、領収証書の交付は**平成25年6月4日（火）以降**になりますので予めご了承ください。